

○別府市個人情報保護法施行条例

令和 5 年 3 月 1 0 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、競輪事業管理者及び消防長をいう。

(一部改正〔令和 5 年条例 4 5 号〕)

(開示請求書等の記載事項)

第 3 条 実施機関は、開示請求書の記載事項について、法第 7 7 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、必要と認める事項を定めることができる。

2 前項の場合において、実施機関は、開示請求書に同項の規定により定めた事項の記載がないこと又はその記載内容を理由として、当該開示請求書の補正を求め、又は当該開示請求書に係る請求を拒否してはならない。

3 前 2 項の規定は、訂正請求書及び利用停止請求書の記載事項について準用する。この場合において、第 1 項中「第 7 7 条第 1 項各号」とあるのは、訂正請求書にあっては「第 9 1 条第 1 項各号」と、利用停止請求書にあっては「第 9 9 条第 1 項各号」と読み替えるものとする。

(条例で定める開示情報)

第 4 条 法第 7 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 7 8 条第 1 項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、法第

78条第1項第2号に掲げる情報のうち、別府市情報公開条例（平成15年別府市条例第24号）第7条第1号アからエまでに掲げるもの（法第78条第1項各号（法第78条第1項第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

（開示決定等の期限）

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

（開示請求に係る手数料等）

第7条 法第89条第2項に規定する手数料は、徴収しない。ただし、法第87条第1項の規定により写しの交付等（同項に規定する方法（閲覧を除く。）による保有個人情報の開示をいう。）を受ける者は、当該写しの交付等に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問等)

第8条 実施機関は、法第129条の規定に基づき、次に掲げる事項について、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、別府市個人情報保護審査会条例（令和5年別府市条例第2号）第1条の規定により設置する別府市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の改正又は廃止に関すること。

(2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の手続に関すること。

2 市長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の1第2項に規定する避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供することについて審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるときは、名簿情報を提供することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(別府市個人情報保護条例の廃止)

2 別府市個人情報保護条例（平成15年別府市条例第23号）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の別府市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第14条又は第15条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）又は委託を受けた事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、

又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報の取扱いを伴う事務（旧条例第 15 条第 4 項において準用する同条第 3 項の規定の適用を受ける指定管理者の行う業務を含む。）に従事していた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第 17 条、第 26 条又は第 29 条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止等については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において個人の秘密に属する事項が記録された旧実施機関が保有していた旧条例第 2 条第 6 号に規定する公文書（次項において「旧公文書」という。）又は指定管理者が管理していた文書（図画及び電磁的記録を含み、公の施設の管理業務に関するものに限る。同項において同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第 3 項第 2 号に掲げる者

（一部改正〔令和 6 年条例 42 号〕）

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書又は指定管理者が管理していた文書に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しく

は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

（一部改正〔令和6年条例42号〕）

7 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（別府市情報公開条例の一部改正について）

9 別府市情報公開条例（平成15年別府市条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について）

10 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年別府市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年12月25日条例第45号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月23日条例第42号）

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合に

において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。